平成31年4月1日

江府町訓令第14号

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、江府町特定空家等除去支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、江府町補助金交付規則（昭和38年7月1日規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

1. 本補助金は、老朽化による取り壊しを計画している建物や、特定空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、管理不全となってしまう建物や危険な空家等の除却を促進し、住民の安全で安心な居住環境を形成することを目的とする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
	* 1. 「法」　　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）をいう。
		2. 「老朽建物」　減価償却資産の耐用年数等に関する省令附則別表一に規定される耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した建物をいう。
		3. 「空家等」　　法第２条第１項に定める空家等をいう。
		4. 「特定空家等」　　法第２条第２項に定める特定空家等をいい、別表第１の特定空家等判定基準調査票に基づき判定し、該当項目が１０個以上であること。
		5. 「所有者等」　　老朽建物、空家等、特定空家等の所有者又は法定相続人若しくは相続人代表として認められた者をいう。
		6. 「暴力団」　　江府町暴力団排除条例（平成25年江府町条例第5号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。
		7. 「暴力団員」　　暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。
		8. 「解体事業者等」　　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業のいずれか）の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく鳥取県知事による登録を受けた事業者をいう。ただし、暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者を除く。
		9. 「集落等」　　特定空家等の所在する集落又は隣人や、特定空家等の状態により悪影響が及ぶ集落又は隣人をいう。

（補助事業）

1. 本補助金により実施する事業は、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。
	* 1. 老朽建物除去事業　　所有者等が、自身の所有する老朽建物について、解体事業者等に依頼して除去するもの。
		2. 特定空家等除去事業　　所有者等が特定空家等について解体事業者等に依頼して除去するもの及び当該建築物内の残置物を処分するもの。

（３） 空家等被害防止事業　　空家等の倒壊又は建築部材の飛散により被害を受けるおそれがある者が、自身の財産を守るため被害の防除措置をするものであって町長が必要と認めたもの。

* 1. 前項の規定にかかわらず、本補助金交付決定前に事業着手している場合には補助金の対象事業としないものとする。

（補助対象経費）

1. 補助対象経費は、補助対象者が発注する前条第１項各号に定める事業に要する費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用（以下「補助対象経費」という。）とする。
	* 1. 老朽建物又は空家等の解体に要する工事費
		2. 老朽建物又は空家等の解体により生じた廃材や建築物内の残置物等の収集運搬費及び処分費
		3. 前2号に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
		4. 前条第1項第3号に定める事業については、事業実施に必要と認められる消耗品費、手数料、委託料、工事費とする。
	1. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は補助対象としない。
		1. 特定空家等除去事業について、補助対象空家建物の一部を除去する工事（長屋建ての住宅を除く）
		2. 老朽建物除去事業及び空家等被害防止事業について、機械、車両等の移転若しくは処分に係るもの。
		3. 当該用地の除草や樹木の剪定、飲食代や祈祷料など、事業目的を達するために必要だと認められないもの。
	2. 町長は、補助対象費用が適正である旨を確認するため、必要に応じて職員に調査・確認を行わせることができるものとし、国が示す標準的な除却工事費及び立地等の条件で考慮が必要と認められる経費の合計額と比較したときに、明らかに適正を欠くと認めたときは、助言・指導による是正又は補助対象経費を減額することができるものとする。

（補助対象者）

1. 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
	* 1. 補助対象空家等の所有権の全部を有する者又は所有権の全部を相続した者
		2. 補助対象空家等の所有権の一部を有する者で、かつ他の持分を有する所有者全員から委任を受けた者
		3. 空家等被害防止事業については、空家等の倒壊又は建築部材の飛散により自身の所有する建物等が直接被害を受けるおそれがある者又は空家等が所属する自治会。
		4. その他補助対象空家等の処分について、権利を有していると町長が特に認める場合
	1. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者になることができない。
		1. 江府町における町県民税等の滞納がある者
		2. 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者
		3. 事由発生の所以にかかわらず、威圧的行為を伴い補助金の申請を請求しようとする者
		4. 前号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める者
	2. 前２項の規定に関わらず、本補助金を申請できるのは対象の空家等につき各補助事業１回を限度とする。

（補助対象空家）

1. 本補助金の交付対象となる老朽建物及び特定空家等（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、本補助金の目的を達成するものとして町長が認めた場合はこの限りではない。
	* 1. 江府町内に位置する自然人所有の住宅であること。
		2. 補助対象空家所有権以外の権利が設定されていないこと。
		3. 公共事業等の補償対象となっておらず、かつ除去に対して他の補助金の交付を受けていないこと。
		4. 他者の行為に起因する損壊でないこと。
		5. 補助を受ける目的で故意に破損させた住宅でないこと。
	1. 前項の規定に関わらず、本補助金によって行われる事業が、正当な理由なく他者の不利益を生じるおそれがあり、補助対象として適当でないと町長が認めた場合は、補助対象空家としないことができる。

（補助金交付額）

1. 補助金の交付額は、別紙１に定める額とする。

（補助金の交付申請）

1. 補助金の交付申請をする者は、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。
	* 1. 事業実施（変更）計画書（様式第２号）
		2. 補助対象事業に要する経費の見積書の写し（解体工事を実施する場合のみ。内訳明細が記されたもの）
		3. 補助対象空家の位置図
		4. 補助対象空家の現況写真
		5. 補助対象空家及びその土地の登記事項証明書の写し
		6. 補助対象者が第６条第１項第２号に規定する者である場合は、他の所有者全員から除却に関する委任を受けたことを証する書類
		7. 解体工事を施工する場合、工事額が５００万円未満の場合は解体工事業登録通知書の写し、５００万円以上の場合は解体工事業の建設業許可通知の写し
		8. 申請者が江府町在住者でない場合は住民票謄本の写し、又はその代替となり得る証明書等の写し
		9. 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類一式
		10. 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
	1. 補助対象空家に共有者がいる場合は、代表者が申請するものとする。

（補助金の交付決定）

1. 町長は、前条の規定による申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。
	1. 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該補助金交付決定者に通知するものとし、適当と認められない場合にあっては、江府町特定空家等除去支援事業補助金不交付定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。
	2. 町長は、前項の交付決定に際して、本補助金の目的を達するために必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の実施期間）

1. 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、当該交付決定日の属する年度の２月末日までに補助事業を完了しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

1. 第１０条の規定により補助金交付の決定を受けた者が、補助対象事業の内容について変更又は中止をするときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金変更交付申請書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。
	* 1. 変更の場合、事業実施（変更）計画書（様式第２号）
		2. 変更の場合、変更内容及び変更箇所が確認できる書類
		3. 変更の場合、変更後の見積書の写し（解体工事を実施する場合のみ提出を要するものとし、内訳を記載すること）
		4. 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
	1. 町長は、前項の規定による申請が提出された場合は、速やかに内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。
	2. 第1項に規定する軽微な変更は、次の各号の全てに該当するものとする。
		1. 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の減額変更
		2. 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

（実績報告）

1. 第10条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日が経過する日、又は当該年度の２月末日（その日が休日その他公休日にあたるときはその翌開庁日）までのいずれか早い日までに江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。
	* 1. 補助対象事業に要する経費の請求書の写し、又は領収書の写し（いずれも内訳明細が記されたもの）。なお、請求書の写しを提出した場合には、事業費の支払終了後に領収書の写しをその発行日から起算して10日以内に町へ提出するものとする。
		2. 事業実施状況写真（実施前と実施後のそれぞれを撮影し、かつ事業の内容が確認できるもの）
		3. 解体工事を施工する場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）
		4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し
		5. 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

1. 町長は、前条の規定により報告書類が提出された場合は、速やかに内容を審査し、補助対象事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を江府町特定空家等除去支援事業補助金交付確定通知書（様式第８号）により補助金交付決定者に通知するものとする。
	1. 町長は、前項に規定する審査に際して、町職員に必要な実地調査等を実施させることができる。

（補助金の請求）

1. 前条の規定による確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第９号）により町長に補助金の交付請求を提出するものとする。

（補助金の交付）

1. 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、請求書を受け取ってから30日以内に補助金を補助金交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

1. 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
	* 1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
		2. 補助金の交付決定前に、補助対象事業に着手していたことが判明したとき。
		3. この要綱の規定に違反したとき。
		4. 補助対象事業を申請年度の２月末日までに完了できないと認められるとき。
		5. 前各号に掲げるもののほか、明確な理由をもって補助金の交付決定を取り消すことが適当と町長が特に認めたとき。
	1. 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付取消通知書（様式第１０号）により補助金交付決定者又は既に補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
	2. 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告の徴収及び実地調査）

1. 町長は、必要があると認めたときは、補助金交付決定者又は請負業者に対して補助対象事業の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

別紙１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助額 | 対象経費 |
| 老朽建物除去事業 | 補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、５０万円を上限とする。 | 解体工事費用 |
| 特定空家等除去事業 | 補助対象経費に５分の４を乗じて得た額とし、５０万円を上限とする。 | 解体工事費用 |
| 空家等被害防止事業 | 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、２０万円を上限とする。 | 消耗品費用工事費用　など |

※補助額は千円未満に端数があるときは、これを切り捨てた額とする。